

旅館業と民泊の概要（広島県）

項 目	旅館業法	住宅宿泊事業法（民泊）	
	簡易宿所営業	家主居住型	家主不在型
行政への手続者	事業者	事業者	事業者
行政への申告	許可	届出	届出
年間営業日数の上限	なし	180日	180日
建築物用途	ホテル又は旅館	住宅・長屋・共同住宅・寄宿舍	住宅・長屋・共同住宅・寄宿舍
苦情の受付者	事業者	家主（事業者）	住宅宿泊管理業者
住居専用地域での営業	不可	可能	可能
市街化調整区域での営業	原則として新たな営業不可	制限される場合あり （市町へ確認）	制限される場合あり （市町へ確認）
自動火災報知設備	最寄りの消防局へ確認	最寄りの消防局へ確認	最寄りの消防局へ確認
非常用照明	関係市町又は県 （建築課）へ確認	関係市町又は県 （建築課）へ確認	関係市町又は県 （建築課）へ確認
宿泊者名簿の記載	要	要	要